

第1回懇話会意見等への対応 1/2

構成員からのご意見

- 1 (一部建替えの場合) 敷地に限りがある中で議場や駐車場を配置する必要があると思われるが、どういった配置が考えられるか。
- 2 知事局棟が倒壊する危険性が低いとされているが、非構造部材や設備がかなり損傷を受けるとなると、被災時には建物を利用できないため、早期の対応が必要となる。

対応

今後検討予定の必要な機能等から**庁舎規模及び駐車場の必要台数の検討**を行った上で、想定される施設配置の考え方や駐車場の在り方を示したい。なお、駐車場の集約を掲げる内丸プラン(中間取りまとめ)との整合も見据えた検討を行っていく。

県庁舎は防災拠点として、発災後も継続使用する必要性を認識しております。「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日 国営計第126号)」に基づく耐震安全性の分類において、**構造躯体「I類」、非構造部材「A類」、建築設備「甲類」**の性能を、建替える場合はもちろん、**改修の場合も最大限満足できるよう、具体の改修内容を検討**していく。

【耐震安全性の分類】

構造躯体 I類	非構造部材 A類	設備 甲類
大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

- 3 省エネ基準の全面的な見直しがあり、対応しないと計画通知等が通らないことを念頭に考える必要がある。

本県における県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針(令和5年10月)において、新築建築物はZEBReady相当以上とし、脱炭素化の推進をすることとしている。よって、一部建替えを行う場合、**新庁舎についてはZEBReady相当以上を前提**としているため、省エネ基準は満足することを見込んでいる。

改修する場合についても、**省エネ性能をどこまで向上できるか検証**していく。

県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、県の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに60%削減(2013年度比)と設定
- その目標達成に向け、**新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入**について、原則として次の基準に沿って計画的に推進

新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready(※1)**相当以上とする。

※1 ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上供用が見込まれる県有施設**にはLED照明を導入する。

太陽光発電



10kW以上(※2)設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物<10kW未満は一般用電気工作物

公用車



代替可能な車種がない場合を除き、**新規導入又は更新する乗用車は全てEV**(ハイブリッドを含む)とする。

- ▶ 上記基準に満たない施設等についても、可能な限りZEB化や太陽光発電、LED照明、EV等の導入を図る。(例えば、県民へのPR効果が高い施設など)
- ▶ その他、再エネ電力調達なども組み合わせることにより、2030年度までの目標を達成する。

第1回懇話会意見等への対応 2/2

構成員からのご意見	対応
<p>4 一部建替えの場合、新庁舎に機能を移せば解決する問題と、改修する知事局棟で対応しなければならないものがある。</p> <p>非常時の考え方についても、県全体の災害や県庁舎そのものへの災害等、守るレベルも様々あるので、優先順位をつけて整理し、議論の材料を用意していただくことも有効と考える。</p>	<p>様々な災害の種別や被害規模に対し、「岩手県地域防災計画」等で要請される「広域防災拠点として必要な機能」と「県庁舎自体に求められる防災性能」について、現在の機能・性能とのギャップを踏まえ、棟毎の機能分担も含め最適な在り方を検討していく。</p>
<p>5 県議会からの意見をどのように扱うのか、今後の進め方や方針があれば教えていただきたい。</p>	<p>県議会では、「新議会棟の在り方検討会議」を設置したところであり、議会棟の整備に係る基本的な考え方や諸室の過不足等を含めた在り方、導入すべき機能・性能について議論いただき、9月下旬を目途に意見を取りまとめる予定としている。</p> <p>その結果について、懇話会において報告の上、基本構想に反映していく。</p>
<p>6 この懇話会に、どこまでの意見や成果を求められているのか分からない。</p>	<p>岩手県庁舎再整備懇話会は、基本構想及び基本計画の策定の各段階において幅広く意見を頂戴することで、再整備後の県庁舎の質の向上に与することを目的としている。</p> <p>なお、今年度は再整備の基本的な方向性を定める「基本構想」を策定することとしており、来年度には設計の具体の与条件を定める「基本計画」を策定する予定としている。</p>
<p>7 DX化はどの程度進んでいるか、どの程度まで進めるのか。</p>	<p>令和4年よりPCをモバイル端末にするとともに、文書決裁システムを導入することで、テレワークやペーパーレスにより業務にあたることのできる環境が整備されつつある。</p> <p>県庁舎の再整備にあたっては、少なくとも8年以上先を見据えた働き方や執務環境を想定する必要があるので、庁舎の面積に影響するテレワーク率や文書の削減量を考慮した上で、将来を見据えた検討を行っていく。</p>